

船舶における重油とバイオディーゼル(FAME)による混合品の保税出荷について

海事局 海洋・環境政策課
令和7年7月

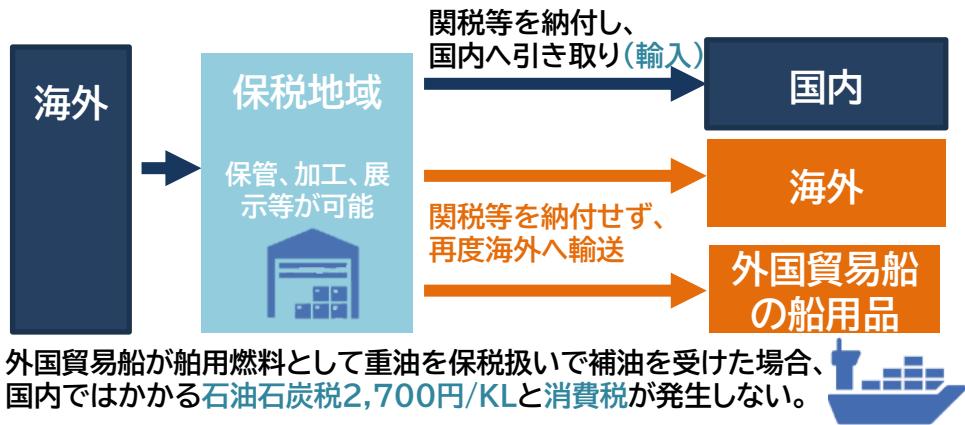
保税制度と今回確認したこと

確認の背景

- 当勉強会で主に扱う国際海運では保税燃料を使用。
- 船舶におけるバイオ燃料は、FAMEと重油との混合利用が想定されることから、保税燃料として取り扱うことが可能なケースを確認することが必要。
- そこで混合場所として想定される「1. 保税工場」「2. 保税蔵置場」「3. その他」における保税制度上の確認※をケース毎に実施。

保税制度とは

- 保税制度は、輸入許可を受ける前の貨物(外国貨物)について「保税地域」と呼ばれる税関の許可を受けた倉庫や工場、博物館等で、保管、加工、展示等を可能とする制度をいう。
- 保税地域:指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種と規定。(関税法第29条)
- 外国から本邦に到着した**外国貨物である船用品**又は機用品は、**保税地域**から本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。(関税法第23条)

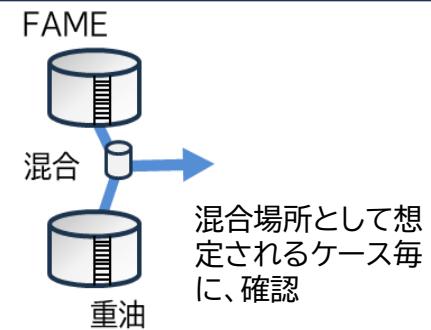


保税工場と混合

- 保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造(**混合を含む**)。又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入をすることができる場所(関税法第56条)
- 「混合」とは、**品質又は種類の異なる2以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすること**をいう。(関税法基本通達56-4)

重油とFAMEは「品質又は種類の異なる2つ以上の貨物」に該当

保税制度上では
「保税工場」で混合が可能

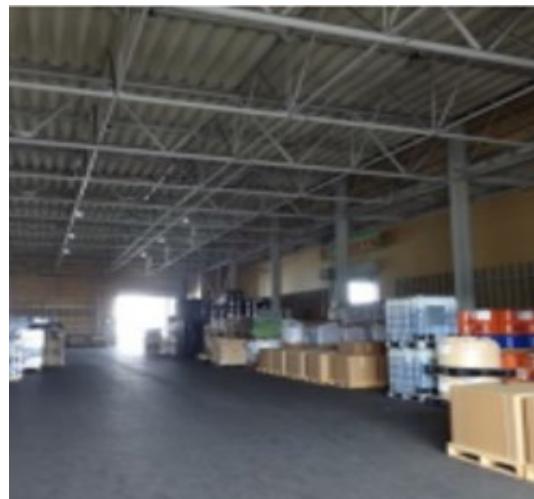


*実際の業務実施にあたっては各保税地域の所管の税関官署等へ相談・確認頂くことを前提としている。

(参考)保税地域の種類と機能

保税蔵置場(関税法第42条)

外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものという。



外国貨物の積卸・保管等が可能
(例:倉庫、上屋)

保税工場(関税法第56条)

外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造(混合を含む。)又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものという。



外国貨物の加工・製造等が可能
(例:造船所、製油所)

保税展示場(関税法第62条の2)

政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもので、外国貨物を展示するものの会場に使用する場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものという。



外国貨物の展示・使用等が可能
(例:博覧会、博物館)

上記の他、外国貨物の一次蔵置等が可能な「指定保税地域」や保税蔵置場・保税工場・保税展示場の総合的機能を有する「総合保税地域」がある。

想定ケースの内容

以下のケース毎に、混合燃料の保税制度での扱いを確認し、保税のまま船舶燃料として利用出来るかどうか(保税出荷)を確認。

1-1.保税工場において輸入したFAMEと重油を混合し、バンカリング船を通じて外航船に補油する場合

1-2.保税工場において輸入FAMEと重油を混合した燃料を、保税蔵置場に運送、その後、燃料を出荷し、外航船に補油する場合

1-3.保税工場において国内生産FAME(内国貨品)と重油を混合し、バンカリング船を通じて外航船に補油する場合(ケース1-1.のFAMEが国内生産品の場合)

1-4.保税工場において国内生産FAME(内国貨品)と重油を混合した燃料を、保税蔵置場に運送、その後、燃料を出荷し、外航船に補油する場合

2-1.海外で混合された燃料を保税蔵置所におき、混合率を変えることなく、出荷する場合

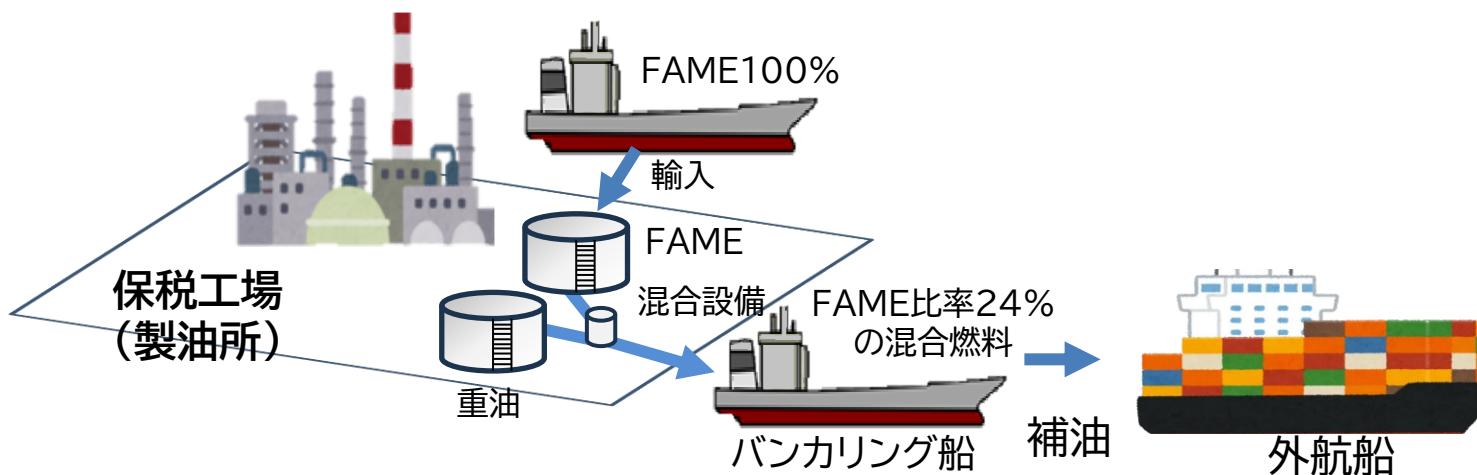
2-2.保税蔵置場に輸入FAMEと保税重油を同一タンクに蔵置し、出荷する場合

3-1.保税蔵置場において、保税重油をバンカリング船に払い出す。バンカリング船は直ぐ外航船に補油を行わず、続いて保税蔵置場からFAMEの払い出しを受ける。バンカリング船はタンク内に入っている燃料を外航船に補油する場合

3-2.保税蔵置場において、重油をバンカリング船に払い出し、外航船に補油を完了し、続いて保税蔵置場において、FAMEをバンカリング船に払い出し、外航船に補油する場合

船舶におけるバイオ燃料の保税取扱いについて

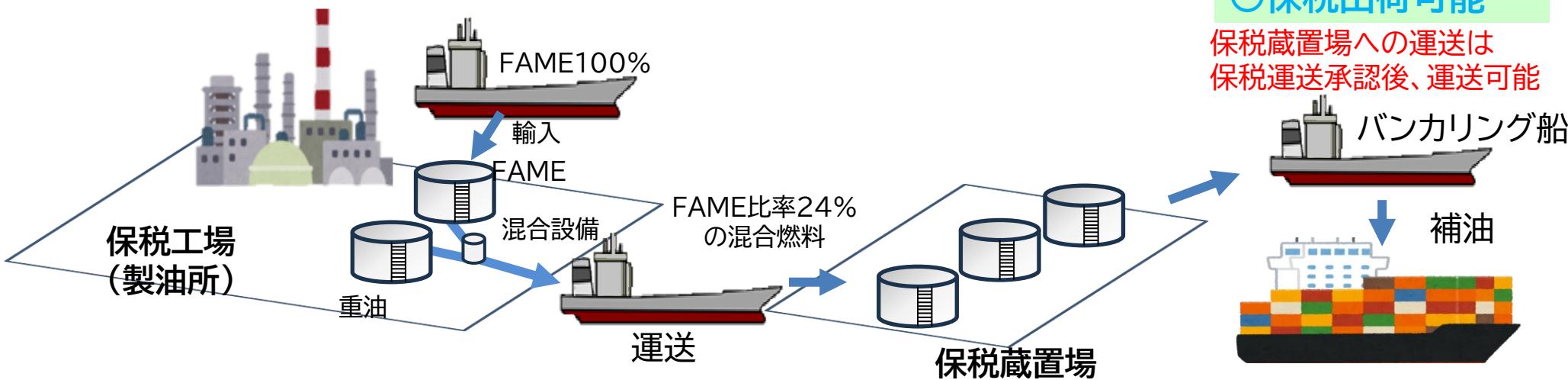
1-1. 保税工場において輸入FAMEと重油を混合し、バンカリング船を通じて外航船に補油する場合



○保税出荷可能

移入承認取得後、混合が可能
※移入承認は重油とFAME
それぞれに必要

1-2. 保税工場において輸入FAMEと重油を混合した燃料を、保税蔵置場に運送、その後、保税蔵置場から混合燃料を出荷し、外航船に補油する場合



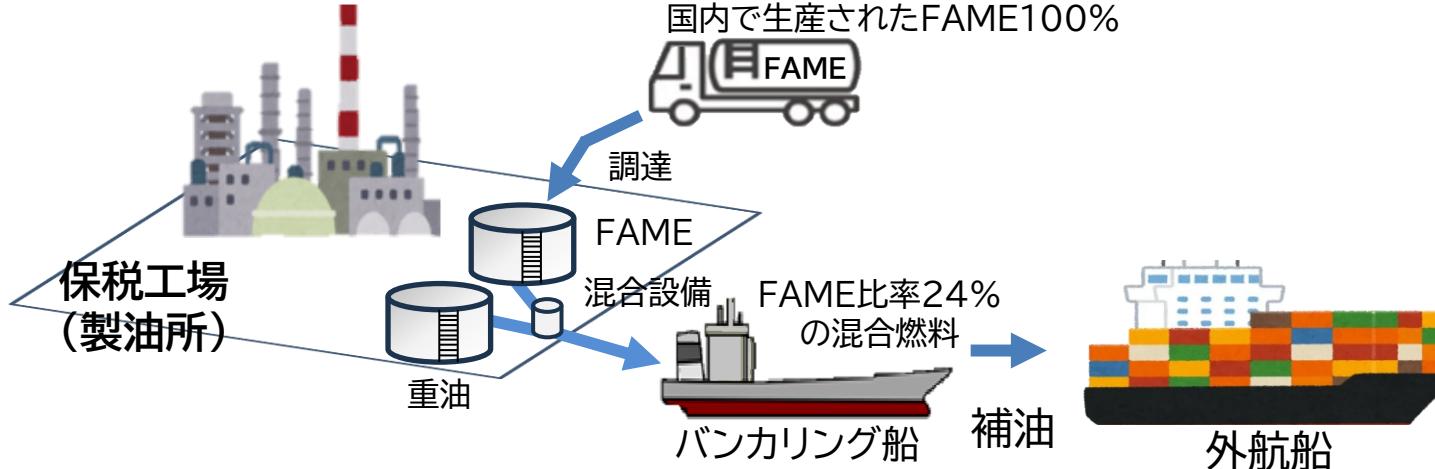
○保税出荷可能

保税蔵置場への運送は
保税運送承認後、運送可能

※保税蔵置場のタンク内で別の燃料と一緒に貯蔵する場合、管轄税関で確認が必要。特に比率が異なる場合は同種のものと認められるか検討が必要

船舶におけるバイオ燃料の保税取扱いについて

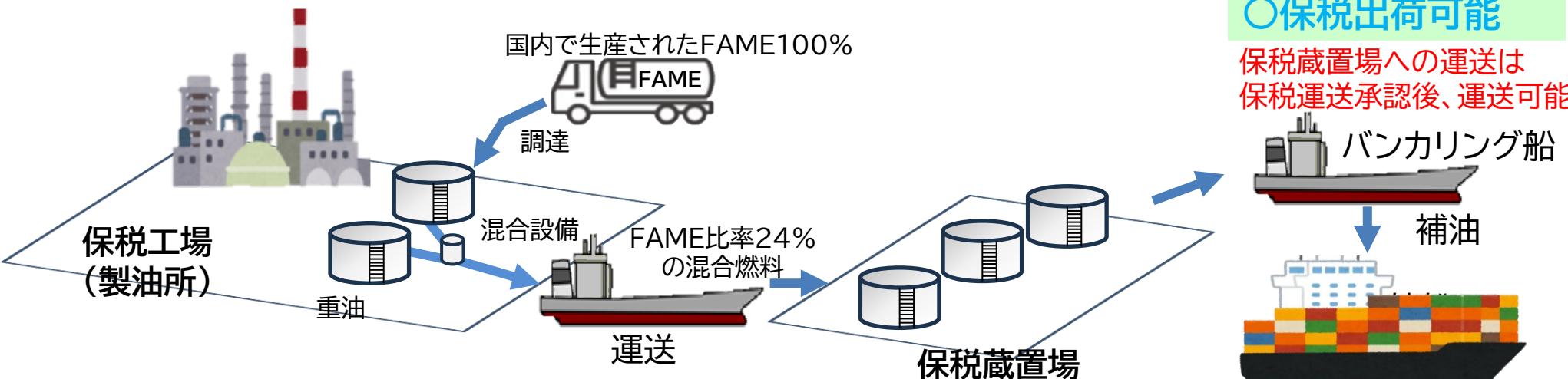
1-3. 保税工場において国内生産FAME(内国貨品)と重油を混合し、バンカリング船を通じて外航船に補油する場合(ケース1-1. のFAMEが国内生産品の場合)



○保税出荷可能

混合燃料は外貨品の出荷となる。

1-4. 保税工場において国内生産FAME(内国貨物)と重油を混合した燃料を、保税蔵置場に運送し、その後、保税蔵置場から混合燃料を出荷し、外航船に補油する場合



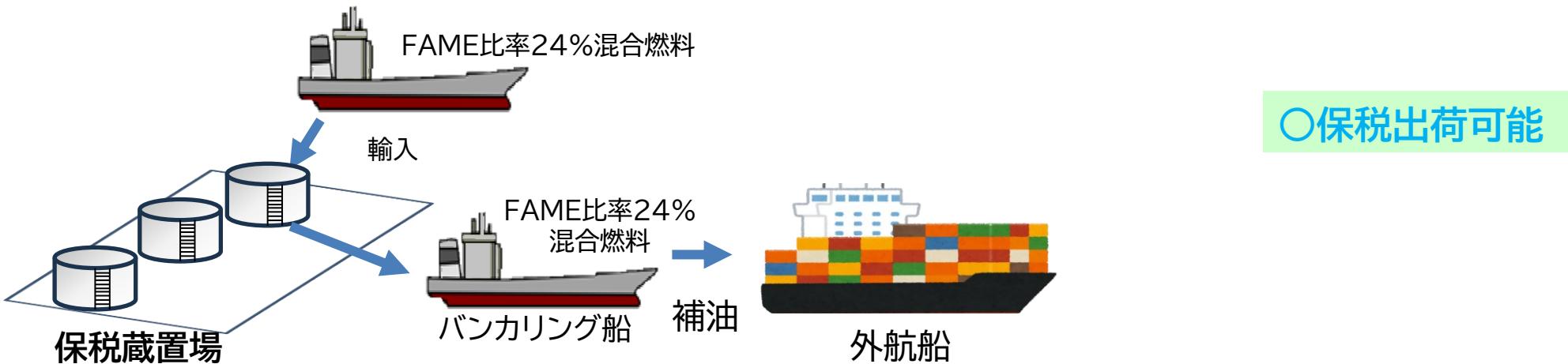
○保税出荷可能

保税蔵置場への運送は
保税運送承認後、運送可能

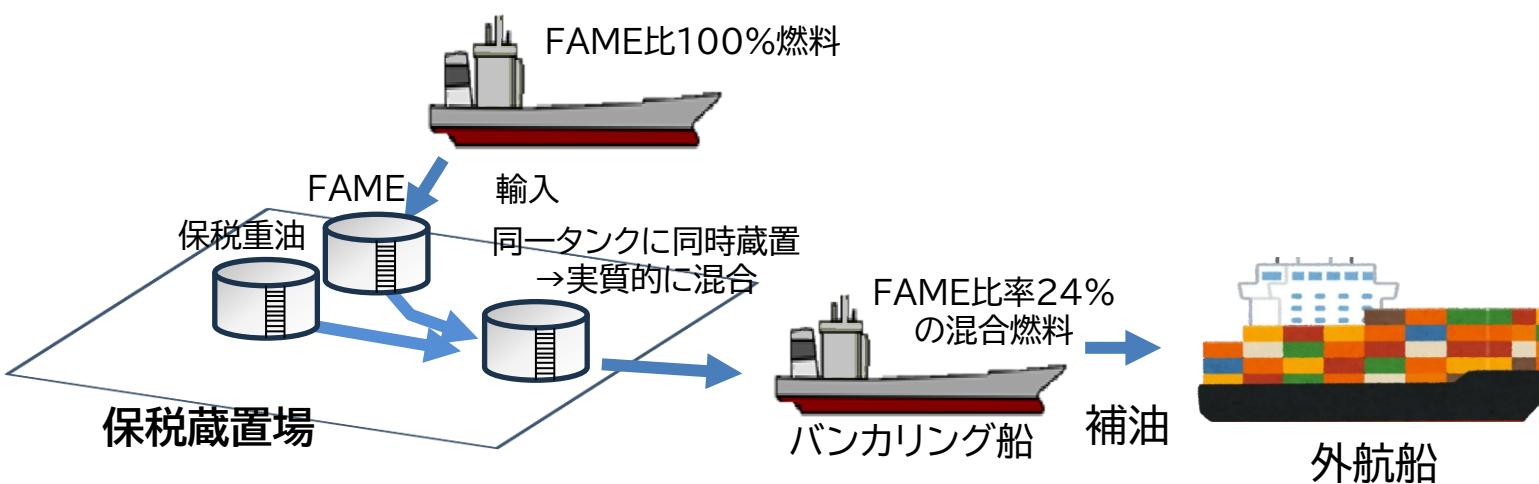
※保税蔵置場のタンク内で別の燃料と一緒に貯蔵する場合、管轄税関で確認が必要。特に比率が異なる場合は同種のものと認められるか検討が必要

船舶におけるバイオ燃料の保税取扱いについて

2-1. 保税蔵置場に海外で混合された燃料を輸入、混合率を変えることなく、出荷する場合



2-2. 保税蔵置場に輸入FAMEと保税重油を同一タンクに蔵置し、出荷する場合 (同一タンク内で実質的に混合)

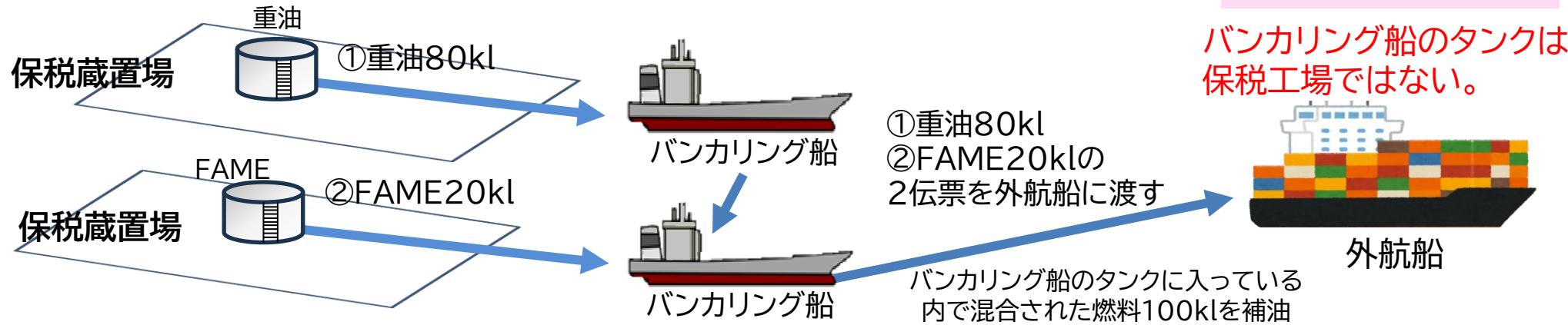


×保税出荷不可
保税蔵置場での混合不可

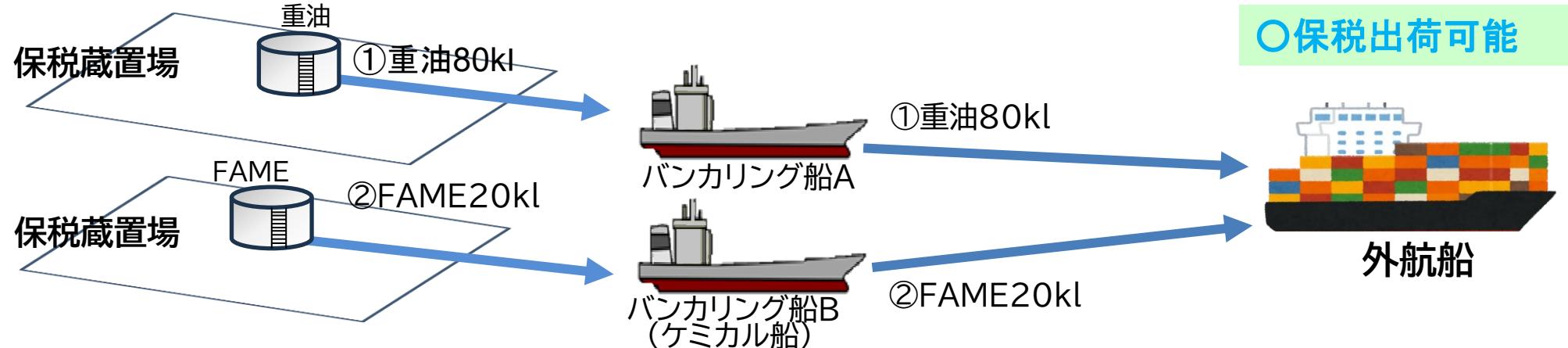
左図のような同時蔵置が認められるのは、商品的に同種な場合(同一税番等)。
→重油とFAMEは性状が異なる燃料であり、不可

船舶におけるバイオ燃料の保税取扱いについて

3-1. 保税蔵置場において、重油をバンカリング船に払い出す。バンカリング船は直ぐ外航船に補油を行わず、続いて保税蔵置場からFAMEの払い出しを受ける。バンカリング船はタンク内に入っている燃料を外航船に補油する場合。



3-2. 保税蔵置場において、重油をバンカリング船に払い出し、外航船に補油を完了する。
続いて保税蔵置場において、FAMEをバンカリング船に払い出し、外航船に補油する。



本ケースでは、外航船のタンク内で燃料が混合される。(保税工場外での混合)

しかし、本邦と外国との間を往来する船舶に積まれている外国貨物である船用品を当該船舶においてその本来の用途に従って使用する場合は、輸入とはみなされない(関税法施行令第1条の2第1号)ため、結果的に外航船で混合が生じるような補油も可能となる。

以上